

持続可能な公共交通の実現支援補助金 (令和5年12月補正分) 公募要領

■ 申請書の提出期間

令和6年4月15日(月)～令和6年7月31日(水)

締切：令和6年7月31日午後5時(必着)

※ 令和6年4月1日(月)以降で令和7年1月10日(金)までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 令和7年1月10日(金)までに実績報告書を提出する必要があります。

※ 交付決定後、「事業者名(個人事業者においては、個人事業者名)」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金(令和5年12月補正分)事業」を公表することがあります。

■ 申請書の提出先

持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局

○ 所在地：〒732-0056 広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階
公益社団法人広島県バス協会

○ 提出方法

① 郵送申請：〒732-0056 広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階
公益社団法人広島県バス協会内
持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局

受付期限：令和6年7月31日**必着**

※ 申請状況によっては、追加の募集を実施します。

② 持参申請

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

月～金曜日(土日祝および8月14・15・16日を除く)

■ 問合せ先

公益社団法人広島県バス協会

○ 電話：082-261-3238

○ E-mail：jizoku-kotu@bus-kyo.or.jp

○ 受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

月～金曜日(土日祝を除く)

《 目 次 》

I 事業概要	1
1 目的	
2 対象事業者	
3 補助対象期間	
4 申請期限	
5 対象事業及び対象経費	
6 補助率及び補助上限・下限額	
II 申請概要	4
1 申請期間	
2 申請の流れ及び提出書類	
3 提出書類	
III 事業実施	6
1 事業実施等について	
2 補助事業者の義務等	
IV その他の留意事項	6
1 他の補助制度との併用	
2 根拠書類	
3 提出された申請書類等の取扱いについて	
V 申請書類等	7
VI 補助事務Q & A	21
(参考)	
○ 持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領新旧対照表	27
○ 補助事務Q & A新旧対照表	33
○ 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱	39

I 事業概要

1 目的

燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県内に本社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であり、かつ、乗合バス車両（乗車定員11人以上の車両。以下、「バス車両」という。）を使用し定期路線バス事業を行っている事業者あること。（路線不定期や区域運行は対象となりません。）

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の営業所（支社）名で補助申請ができること。

また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、公益社団法人広島県バス協会（以下「協会」）又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。

3 補助対象期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月10日（金）まで

※ 原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和7年1月31日（金）までに納品が確実に認められるものに限り、概算払い等個別相談対応させていただきます。

4 申請期限

令和6年4月15日（月）～ 令和6年7月31日（水）まで

※ 交付決定状況によっては、第2次募集又は期限の延長を検討します。

その場合は、別途、事業者の皆様に周知させていただきます。

5 対象事業及び対象経費

次にあげる事業の実施に要した経費

① 環境対策事業

環境対策に資するもの

《 事 例 》

- ・ エコタイヤ（再生タイヤを含む。）への履き替え
（タイヤメーカーがエコタイヤとして推奨していること）
- ・ 新車の購入
- ・ エコドライブ研修の実施 など

※ その他、協会が認める経費

② デジタル化対策事業

デジタル化対策に資するもの

《 事 例 》

- ・ デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）、ダイヤ編成システムの導入、遠隔点呼システム、運行管理支援システム、デジタル掲示板（バス停・車内）、キャッシュレス決済システム・車載器（新規に導入するもの。リプレイスは除く。） など

※ その他、協会が認める経費

③ 人手不足対策事業

人手不足対策に資するもの

《 事 例 》

- ・ 環境整備（女性用トイレ、更衣室、休憩室）
 - ・ イメージアップ広報（動画・パンフレット等） など
- ※ 環境整備と併せての実施が望ましい。

○ 補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 乗合バス事業以外の事業にも供する車両及び専ら広島県内の運行の用に供しない車両等に掛かる経費
- ② 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ③ 対象期間後に支出した経費
- ④ 既存機器更新等に要した経費
- ⑤ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ⑥ 雇用に係る経費
- ⑦ 不動産購入に係る経費
- ⑧ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費

⑨ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

○ 消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

6 補助率及び補助上限額

補助対象事業費の2／3以内

補助金上限額：自社の所有する乗合バス事業に供するバス車両×5万円

（バス車両：乗車定員11名以上のもの）

ただし、乗合バス車両の保有台数が40台未満の事業者については、1事業者あたり200万円を上限とします。人手不足対策として実施する環境整備事業については、保有台数に関わらず、1施設あたり200万円を上限とします。

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

II 申請概要

1 申請期間

令和6年4月15日（月）～ 令和6年7月31日（水）

締切：令和6年7月31日（水）午後5時（必着）

※ 令和6年4月1日（月）から令和7年1月10日（金）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

2 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

(1) 申請方法

① 郵送 提出先：〒732-0056 広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階

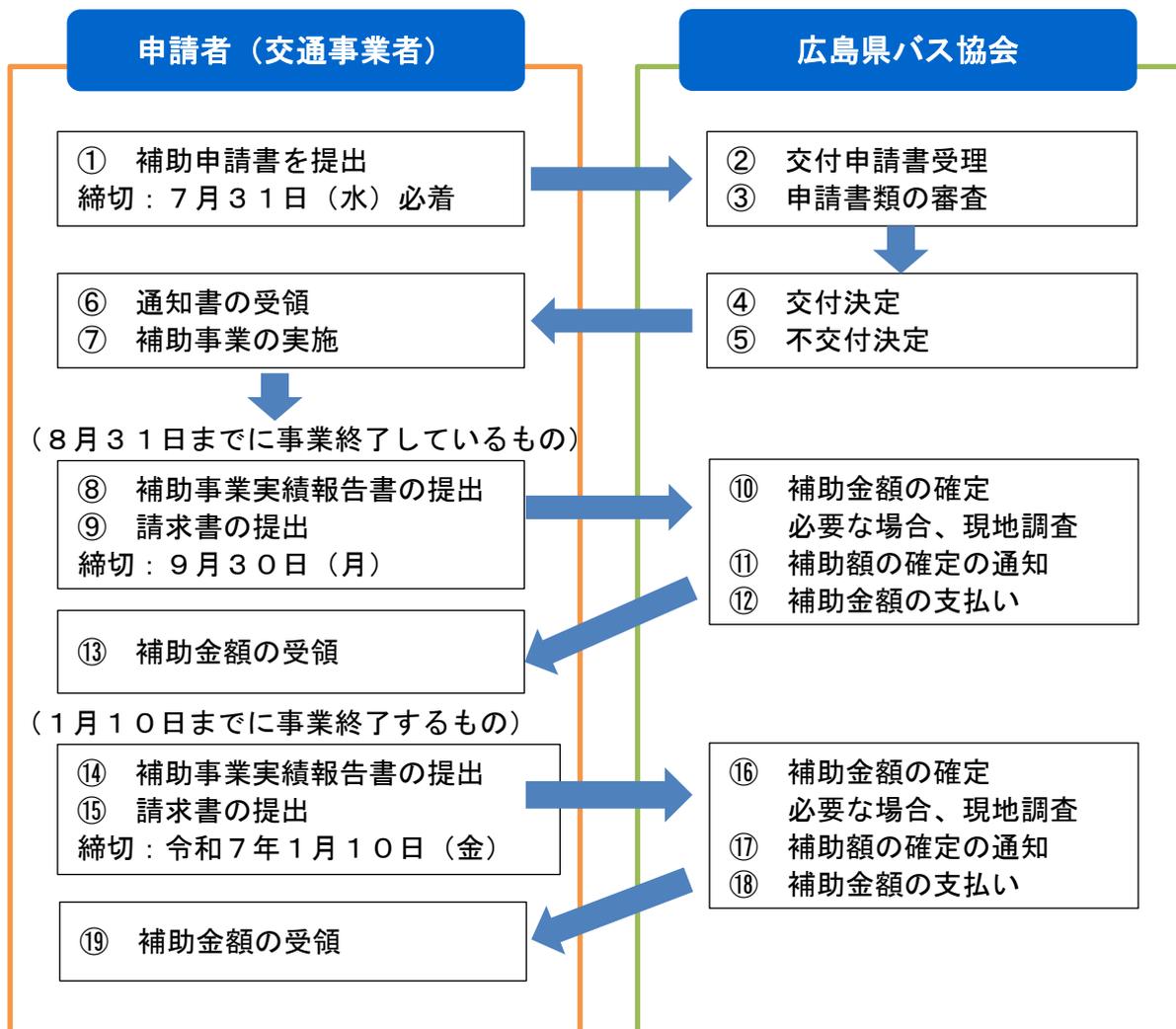
公益社団法人広島県バス協会内

持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局宛て

② 持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00 月～金曜日（土日祝を除く）

(2) 申請フロー



3 提出書類

(1) 補助申請時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付申請書	別記様式第1号
② 事業計画及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 誓約書	別記様式第1号 別紙2
④ 輸送実績報告書（R5）の写し ※ 乗合車両数のわかる頁	添付すること
⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書および許可書の写し（路線定期運行と記載してあること）	添付すること
⑥ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料	必要に応じて添付すること
⑦ 工事する箇所の現状の図面と完成後の図面 ※ 環境整備事業に限る	添付すること
⑧ 女性従業員の配置計画書 ※ 環境整備事業に限る	添付すること

(2) 変更・事業中止時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る変更交付申請書または持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金（令和5年12月補正分）補助事業廃止承認申請書	別記様式第2号 または 別記様式第3号
② 事業計画及び経費積算内訳書（変更申請の場合）	別記様式第2号 別紙1
③ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料	必要に応じて添付すること

(3) 実績報告・支払い請求時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る補助事業実績報告書	別記様式第4号
② 事業報告及び経費支出内訳	別記様式第4号 別紙1
③ 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）清算払請求書	別記様式第5号
④ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書、請求書、領収書等） ※1 1月10日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。 また、補助対象経費がわかるようにすること。	添付すること

⑤ 備品の設置状況がわかる写真	添付すること
⑥ 通帳のコピー（表面，表紙をめくった1枚目）	添付すること
⑦ （車両購入の場合）自動車検査証の写し	添付すること
⑧ （環境整備の場合）整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真	添付すること

Ⅲ 事業実施

1 事業実施等について

- (1) 対象となる経費は、令和6年4月1日以降、令和7年1月10日までに支出した経費です。
- (2) 交付決定について
 - ① 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ② 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。
 - ③ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 補助金の支払いについて

原則、補助事業完了後の実績報告の提出を受け、補助金の額を確定した後支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業の交付条件の変更について

補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に会長の承認を受けなければなりません。
- (2) 検査への対応について

補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

Ⅳ その他の留意事項

1 他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過剰にならないよう留意してください。交付決定後に過剰が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

2 根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

3 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。

ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

V 申請書等

申請等していただく場合には、次頁以降の様式を使用します。

1 送付状およびチェック表（申請・変更・実績用）

申請書等を提出していただくときに書類に不備等がないか確認するために使用します。

申請書等と合わせて提出してください。

2 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）

交付申請書および誓約書

補助金を申請する場合に、提出していただくこととなります。

令和6年7月31日（水）が提出期限です。

3 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る

変更交付申請書

交付決定後の事業について、事業費全体の20%以上の減少となる内容の変更や複数の事業を申請している場合で、事業費相互間で20%以上の内容の変更を行う場合に変更申請をしていただくこととなります。

4 持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金（令和5年12月補正分）

補助事業廃止承認申請書

交付決定後の事業について、中止する場合に提出していただくこととなります。

5 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る

補助事業実績報告書

交付決定後の事業について、実績を報告する場合に提出していただくこととなります。

令和7年1月10日（金）が提出期限です。なお、令和7年1月10日（金）までに支出が完了している必要があります。

6 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）清算払請求書

実績報告書と合わせて提出していただくこととなります。

7 持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）概算払請求書

特別な場合を除いて、提出していただくことはありません。

公益社団法人広島県バス協会 様

事業者名
担当者名
連絡先

持続可能な公共交通の実現支援補助金の関係書類を下記のとおりお送りします。

(□にチェックを入れてください。)

1 補助申請時

- 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 事業計画及び経費積算内訳書（別記様式第1号 別紙1）
- 誓約書（別記様式第1号 別紙2）
- 輸送実績報告書（R4）の写し（※乗合車両数のわかる頁を添付すること）
- 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書および許可書の写し（路線定期運行と記載してあること）
- 見積書、カタログ、その他事業計画内容を補足・説明する資料（必要に応じて添付すること）
- 工事する箇所の現状の図面と完成後の図面（必要に応じて添付すること）
- 女性従業員の配置計画書（必要に応じて添付すること）

2 補助変更申請時または中止時

- 持続可能な公共交通の実現支援補助金変更交付申請書（別記様式第2号）または、持続可能な公共交通の実現支援補助金補助事業廃止承認申請書（別記様式第3号）
- 事業計画及び経費積算内訳書（別記様式第2号 別紙1）・・・変更時のみ
- 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料（必要に応じて添付すること）

3 実績報告・支払い請求時

- 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書（別記様式第4号）
- 事業報告及び経費支出内訳（別記様式第4号 別紙1）
- 持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書（別記様式第5号）
- 支出内容が確認できる資料（写しでも可）
 - 納品書 請求書 領収書 その他（ ）
- ※1 令和7年1月10日までの支払いとなっているもの
- ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない）
- ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること
- ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。また、補助対象経費がわかるようにすること
- 備品の設置状況がわかる写真
- 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）
- （車両購入の場合）自動車検査証の写し
- （環境整備の場合）整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真

持続可能な公共交通の実現支援補助金申請チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書（別記様式第1号）	
① 所在地に記載された住所は、広島県内の本社または営業所であるか。	
② 乗合バス車両（乗車定員11人以上の車両）を使用し定期路線バス事業を行っている事業者であるか。	
② 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	
③ 交付申請額は、交付上限額以内で1,000円単位に切り捨てであるか。 ※ 上限：定員11名以上のバス 5万円/台（最低200万円） ※ 環境整備は別途200万円	
2. 事業計画及び経費積算内訳（様式第1号 別紙1）	
① 事業計画は、対象事業であるか。	
② 事業計画に記載漏れはないか。	
③ 積算内訳の金額が見積書等と整合性はあるか。	
④ 補助事業に要する経費①×②部分が税抜きになっているか。	
⑤ 補助対象となる経費は、上記の2/3かつ1,000円未満切り捨てとなっており、また、上限額以内となっているか。	
3. 誓約書	
① 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	
4. その他	
① 添付資料は揃っているか。	
○ 一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（R5）	
○ 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書及び許可書の写し	
○ 見積書、カタログなど事業計画内容を補足・説明する資料	
○ 中古車購入の場合は、車検証の写し	
② デジタル運行記録システム 国土交通大臣が選定した機種であるか。	
③ 人手不足対策（環境整備事業） 工事する箇所現在の現状の図面と完成後の図面の写しはあるか 女性従業員の配置計画書はあるか	

こちらは、協会使用箇所です。

担当	事務局長	専務理事

持続可能な公共交通の実現支援補助金実績報告チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書（様式第2号）	
① 交付決定日は、交付決定通知書の日付と一致しているか。	
② 事業実施期間の終了日は、令和7年1月10日までとなっているか。	
2. 事業報告及び経費支出内訳（様式第2号 別紙1）	
① 事業内容は、「事業計画及び経費積算内訳」に記載している項目と一致しているか。	
② 「補助対象となる経費」は、交付決定時の事業ごとの決定額以内であるか。	
③ 事業全体で20%以上の減額、または、事業間で20%以上の変更はないか。（その場合は、変更申請が必要です。）	
3. 持続可能な公共交通の実現支援補助金精算払請求書（様式第3号）	
① 交付決定日は、交付決定通知書の日付と一致しているか。	
② 口座振込先は、通帳のコピーと一致しているか。	
4. その他	
① 添付資料は揃っているか。	
○ 財産管理台帳（単体の取得価格が1件あたり50万円以上の場合）	
○ 請求書・納品書・領収書等が揃っており、申請者宛となっているか。また、1月10日までの支払いとなっているか。	
○ 備品の設置状況がわかる写真はありますか。	
○ （車両購入の場合）自動車検査証の写しはありますか。	
○ （環境整備の場合）整備した箇所の工事結果、購入物品の設置状況がわかる写真はありますか。	

こちらは、協会使用箇所です。

担当	事務局長	専務理事

公益社団法人 広島県バス協会
会長 椋 田 昌 夫 様

所在地
団体名
代表者名



持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和 5 年 1 2 月補正分）交付申請書

この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 4 条の規定によって、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

別紙 1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

4 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和 7 年 1 月 1 0 日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名					
【事業計画】					
1 事業の目的					
2 事業の内容					
3 事業期間					
【積算内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

※数量が特定できない場合は、1式で記載すること

公益社団法人 広島県バス協会長 様

誓 約 書

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付要綱」第2条第2項各号のいずれにも該当しています。

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付要綱」第9条第2項各及び第11条2項に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

印

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 椋 田 昌 夫 様

所在地
事業者名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る変更交付申請書

令和6年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更して実施します。補助金の変更交付を申請します。

1 補助金変更交付申請額

- ・ 交付決定額 金 円
- ・ 変更交付申請額 金 円

2 事業計画

別紙1 事業計画及び経費積算内訳のとおり

3 事業期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※ 補助事業の完了期限は、令和7年1月10日（金）までとする。

事業計画及び経費積算内訳

事業名						
【事業変更概要】						
区分	内容					
変更前						
変更後						
変更理由						
【積算内訳】						
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費	
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
合 計						

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 椋 田 昌 夫 様

所在地
事業者名
代表者名



持続可能な公共交通の実現支援補助金補助金（令和5年12月補正分）補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり廃止したいので、承認を申請します。

1 廃止の理由

2 廃止年月日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 椋田 昌夫 様

所在地
団体名
代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

1 事業実績

別紙1 事業報告のとおり

2 補助事業費

別紙1 経費支出内訳のとおり

3 事業実施期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

事業報告及び経費支出内訳

事業名					
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
 会長 椋田 昌夫 様

所在地
 団体名
 代表者名

印

持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）清算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付要綱第10条に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

（口座振込先）

銀行名	
支店名	
口座番号	
（フリガナ） 口座名	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
 会長 椋田 昌夫 様

所在地
 団体名
 代表者名 印

持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）概算払請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金（令和5年12月補正分）交付要綱第12条に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

（口座振込先）

銀行名	
支店名	
口座番号	
（フリガナ） 口座名	

VI 補助事務 Q&A

補助事務（共通）

（問１）令和６年４月１日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。

（答１）補助対象にはなりません。令和６年４月１日以降に発注し、原則、令和７年１月１０日までに納品・支払されたものが対象となります。

但し、期限内に納期が間に合わない新車の購入および環境整備に限り、令和７年１月３１日までに納期が確実に認められるものにメーカーまたは施工業者の確約がある場合は、個別相談対応させていただきます。

（問２）補助申請書等への押印（代表社印）は必要ですか。

（答２）補助申請書、実績報告書等については、押印は必要です。

（問３）複数の事業（タイヤ購入、デジタル運行記録システムなど）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。

（答３）可能です。その場合は、補助申請書、実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。

（問４）乗合バス事業で補助を貰った車両について、貸切事業に用途変更する場合はどうなるのでしょうか。

（答４）車両の用途が変更される場合は、補助金の返還義務が生じる可能性があります。今後、状況が生じる見込み場合は、バス協会に事前に連絡をお願いします。基本的には、車両の法定耐用年数を超えるまでは用途変更は出来ないと考えられます。

（問５）乗合バス事業で補助を貰った車両について、乗用と兼用する場合は、どうなりますか。

（答５）乗用と兼用する場合は対象となりません。

（問６）乗合タクシーと乗用事業を行っている場合、補助申請、補助上限額はどうなりますか。

（答６）乗車定員１０人以下の車両については、すべて一般社団法人広島県タクシー協会に申請してください。

（問７）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

（答７）状況に応じて２次募集も検討させていただきますが、原則、期限後申請、報告は受けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問８）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。

（答８）原則、事業終了後の清算払い（実績払い）とさせていただきます。令和７年１月１０日時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。

(問9) 他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。とは、どういうことですか。

(答9) 例えば、1千万円の車両を購入する場合に、他の補助制度で1/2の5百万円を受領する場合は、1千万円の2/3を申請すると過充当となります。この場合は、1千万円から5百万円を引いた残りの5百万円の2/3が補助対象経費となります。

(問10) どういう場合が事業変更になりますか。

(答10) 交付決定後の事業について、事業費全体の20%以上の減少となる内容の変更又は、複数の事業を申請している場合は、事業費相互間で20%以上の内容の変更を行う場合が変更申請の対象となります。

(問11) 決定通知書が届いたが、次はどうしたらいいのか。

(答11) 公募要領をよく読み「持続可能な公共交通の実現支援補助金(令和5年12月補正分)に係る補助事業実績報告書」をはじめとする資料一式を作成し、持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局へ提出ください。

締切：令和6年8月31日までに事業終了するもの 令和6年 9月30日(月)
 令和7年1月10日までに事業終了するもの 令和7年 1月10日(金)

(問12) 実績報告が令和7年1月10日(金)までに間に合わなかったらどうなるのか。

(答12) 申請者の理由による場合は、補助金は交付されません。メーカー側の納品遅れなど特別な事情がある場合は、事務局へご相談ください。

(問13) 12月20日までに支払い完了しても納品がまだの場合の実績報告は納品されて写真を撮影してからでいいのか

(答13) 実績報告(清算払請求または概算払請求含む)は令和7年1月10日(金)までに報告願います。但し、1月10日(金)までに納期が終了しない事業は、納期確約書(※1)を1月10日(金)までに提出してください。

納期確約書の物品・サービスは、1月31日(金)までに完了し、すみやかに備品の設置状況がわかる写真を準備し、事務局へ送付先をご相談ください。

※1 「1月31日(金)までに納期を確約する」旨が記された企業名入りの確約書

(問14) 申請したものと購入したものが変わり、金額が安くなってしまったが決定額分はもらえるのか。また、逆に金額が高くなってしまったがどうなるのか。

(答14) 申請時の物品やサービスが変更となった場合、変更となった内容のわかるものを提出ください。但し、購入金額が少なくなった場合は、交付額の再計算を行い、減額し交付します。

また、交付金額を20%以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が20%以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください。

また、金額が高くなったとしても、交付決定金額の上限は変わりません。

(問 15) 市町による委託運行をしているのですが、補助を受けることは可能ですか。

(答 15) 可能です。ただし、事業者を対象とした補助金になりますので、車両購入等は事業者で行う必要があります。また、購入した車両は事業者の資産となります。事業者側の自己負担分について、市町からの補助を充てることは、市町側の補助制度で認めている限りにおいて可能となります。詳しくは市町の担当部局にご確認下さい。

補助対象（タイヤ購入）

(問 16) タイヤ購入については、車両への設置までが完了している必要がありますか。

(答 16) 補助対象期間内に納品・支払いが完了していれば補助金の対象となります。但し、車両への設置後、速やかに設置状況のわかる写真等の資料を事務局へ送付してください。当面、車両へ設置せず、保管しておく場合は、別途、事務局へ相談をしてください。

(問 17) タイヤ購入については、車両への脱着・取替工賃も補助対象となりますか。

(答 17) 補助対象となります。但し、その場合は、補助対象期間内に、設置工事が完了し、支払いが終了していることが条件となります。なお、古いタイヤの処分費用は対象となりません。

(問 18) 再生タイヤ（リトレッドタイヤ）は、補助対象になりますか。

(答 18) 補助対象となります。低燃費等の条件はありません。

補助対象（車両更新）

(問 19) 車両購入については、新車でなければならないのですか。

(答 19) 中古車購入は補助対象となりません。

(問 20) 車両購入については、規格等の制限（大型のみなど）がありますか。

(答 20) 乗合事業に供している車両であれば制限はありません。なお、スクールバス等特定輸送や乗用との兼用車両は対象外です。また、車両の償却期間を超えるまでは、用途変更や売却、広島県外の営業所への転籍は出来ません。

(問 21) 申請した車両と購入予定の車両が変更になったが、何か手続きが必要か。

(答 21) 申請時の車両が変更となった場合、交付申請時と同様に見積書・カタログ・諸元表などの車両の詳細を説明する資料を実績報告時に提出ください。

但し、交付金額を20%以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が20%以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください

(問 22) 電動バス（EVバス）等ディーゼル車以外の車両も対象となりますか。

(答 22) 補助対象となります。

(問 23) 電動バス（EVバス）等の購入に付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。

(答 23) 補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。車両購入とセットで補助申請をお願いいたします。

補助対象（デジタル化対策）

(問 24) デジタル化対策は、燃油費高騰対策になるものでないといけませんか。

(答 24) 燃油費高騰対策とならなくても構いません。

(問 25) 共同バス停等に共同でデジタル掲示板を設置する場合も対象になりますか。

(答 25) 補助対象となります。共同で設置する事業者同士で補助上限の範囲内で負担割合を決定し、それぞれの補助申請に計上してください。

(問 26) キャッシュレス決済システム・車載器はP A S P Yから他のシステムに変更する場合も対象になりますか。

(答 26) 対象になりません。今まで、キャッシュレス決済システム・車載器を導入していない事業者が対象です。

補助対象（人手不足対策）

(問 27) 人手不足対策の環境整備費は、女性用以外も対象になりますか。

(答 27) 対象になりません。女性バス運転者を増やすための施策となります。なお、女性運転者が使用しない事務所等は対象になりません。

(問 28) イメージアップ広報とは、どのようなものでしょうか。

(答 28) 人手不足対策で、運転者のイメージアップを目的として広報ですが、女性運転者を募集するにあたり、上記で整備した施設を使った広報が望ましいです。

(問 29) 休憩室に設置する備品は補助対象となりますか。

(答 29) 新たに整備した女性用更衣室に設置するロッカーに限り、補助対象となります。環境整備と併せて実施することが条件となります。（備品のみの購入は認められません。）

(問 30) 人手不足対策としての環境整備事業は、1事業者あたりの補助上限の範囲内で実施しなければなりませんか。

(答 30) 人手不足対策としての環境整備事業は、1事業者あたりの補助上限を超えての申請も可能です。（1施設あたりの補助上限が200万円となります。）

(問 31) 県が実施するデジタルサービス活用型人手不足対策事業と併用できますか。

(答 31) 本補助金の対象となる事業者は、県が実施するデジタルサービス活用型人手不足対策事業の対象とはなりません。

(問 32) 人手不足対策として実施する環境整備事業に、自社に割り当てられた補助金上限額の枠を充てることはできますか。

(答 32) 自社に割り当てられた補助金の枠を環境整備事業に充てることは可能です。